

復興副大臣 濱田 噶良 様

復興大臣政務官 亀岡 偉民 様

要　望　書

みんなでともに乗り越えよう、
私たちの暮らしの再生に向けて
～未来につなぐ復興への想い～



〔浪江町復興計画【第一次】(H24.10.12 議決・策定) より〕

平成25年1月7日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有

浪江町の復興に向けた要望書

平成23年3月11日の原子力発電所事故より、まもなく2年が経過しようとする中、被災町民の過酷な日々が続き、生活の再建、ふるさとの再生に向けた取組みは、十分に進展していない状況にあります。

町としては町民の負託に応えるべく、様々な取組みを行ってきておりますが、世界的な災害であり、一地方自治体の取組みでは十分な進展を果たせない状況にあります。

国土を如何に守り、国民を如何に守っていくのか、まさに国家のあり方が問われる局面と考えます。

原子力災害の克服を図るために、課題が山積する現場の目線、被災者の目線に立ち、全省序を指導・調整しつつ、効果的かつ迅速な対応を講じられることを強く要請します。

要 望 事 項

I 復興庁を筆頭としたワンストップを実現、政府が一丸となった福島再生への取り組み

1. 復興庁の各省庁に対する指導権限の強化
2. 復興庁内の原発災害対応体制の強化
3. 原子力災害に対応する福島復興局の権限と体制強化

II 被災者の生活に寄り添った制度、福島の再生、復興復旧に向けた制度の再構築

1. 借上げ住宅等の入居期限延長の早期明示、災害公営住宅の早期整備
2. 原子力災害に特化した予算の構築
3. 事業継続・再開のための補助金や支援策の強化

III 総合的な放射能汚染対策の実施

1. 徹底的な除染の実施、山林や河川を含めた実施、継続実施
2. 放射性廃棄物・汚染土壌等（建設副産物含）の減容化の早期実施
3. 飲料水の安全と安心の確保

IV 住民の生活再建に向けた制度の構築

1. 賠償紛争審査会の議論を再開し、新たな基準を追加すること。
2. 精神的損害の項目追加
3. 生活再建支援策の実施（財物賠償の水準見直し、補償の実施）

V 住民の長期的な健康管理に向けた取り組み

1. 長期的な医療保障制度の構築
2. 全国各地域における被ばく検査態勢の構築

VI 原発被災自治体の再構築に向けた制度確立

1. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障
2. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

VII 警戒区域及び計画的避難区域の見直しに伴う措置の実施

1. 避難指示解除見込み時期の町計画に基づく設定
2. 区域内の防犯・防災の強化
3. 生活環境整備事業の制度見直しと拡充
4. 区域見直しに伴う立入り町民へのガラスバッチ配布
5. 主要道路の追加交通の確保・安全性の確保

I 復興庁を筆頭としたワンストップを実現、政府が一丸となった福島再生への取り組み

平成24年2月に復興庁が設立されて以来、復興庁が先頭となり政府内の復興業務を取りまとめ・推進しているが、いまだ復旧復興の絵姿は見えずにある。改めて福島の再生に向けた政府の意思統一を図り、各省庁横断的な考え方のもと、福島の復旧復興、ふるさとの再生、避難生活の安定・充実、住民の帰還に向けて施策を講じていただきたい。

1. 復興庁の各省庁に対する指導権限の強化

多分野にわたる原子力災害を克服するには、全省庁が得意分野を担うことが不可欠。各省庁が本来の担当分野での解決を果たすことができるよう、復興庁の権限の強化を図って頂きたい。

※原子力災害の課題が山積するものの、各省庁が積極的に対応する状況に至つておらず、原発災害被災自治体が孤立する状況にある。総理直結となる位置づけを強め、各省庁に対する指導権限の確立を図って頂きたい。

2. 復興庁内の原発災害対応体制の強化

全省庁からさらに一層、第一線級の人材を集中投入するとともに、原発災害克服のための施策体系を整理し、それに応じた組織体制を構築頂きたい。放射性物質汚染の担当チームも設置願いたい。

※原子力災害の政策課題を、誰でも理解できるよう体系的に管理し、各省庁を巻き込み具体的な解決策を立案する体制の構築が望まれる。それを実現するためにも、課題解決能力と意識に富んだ人材をさらに強化するとともに、担当分野ごとの班編制を強化し、目に見える形で進展させること。

3. 原子力災害に対応する福島復興局の権限と体制強化

認識が不足しがちな課題に対して、各自治体の代弁・調整・実現を図る役割をより担えるよう、福島局の権限と体制を強化願いたい。

※本庁の強化に対応し、現地の対応も必要不可欠。本庁では把握が不足する課題について、現地が地域の実態を踏まえて本庁を支援できる体制していくことが必要。

II 被災者の生活に寄り添った制度、福島の再生、復興復旧に向けた制度の再構築

避難住民の生活においては被災者生活再建支援法や災害救助法に基づいて支援をいただいているところではあるが、避難生活がまもなく 2 年を迎える今、既存法律ではカバーされていないこともある。

また、福島復興再生特別措置法が制定されたが、予算や制度が未だ十分に構築されておらず、復旧復興を進めるにあたって利活用に支障が生じている。

現在の避難生活、また、各自治体の描く再生、復旧復興の実現に向けた制度を再構築いただくとともに、より自治体や被災者に寄り添った取り組みを実施できるよう、予算等の拡充をお願いしたい。

1. 借上げ住宅等の入居期限延長の早期明示、災害公営住宅の早期整備

避難指示に基づく強制避難が継続することは明白であるため、当面の間（H26.3 以降も）は、借上げ住宅を措置することを明示頂きたい。

また、狭隘な応急仮設住宅に替わる災害公営住宅についても、災害関連死を軽減するためにも、H26.3 を目途に早急に整備願いたい。

住宅の措置に際しては、災害救助法では各都道府県対応となるため、原発災害対応の別途法整備を行い、全国統一対応を図って頂きたい。

※財物賠償を理由に住宅支援措置の削減も議論されている。一方、財物賠償は現在価値への措置に留まっており、再取得が可能な水準に至っていない。

2. 原子力災害に特化した予算の構築

原発災害に特化した交付金や復興庁事業実施のための予算を世界的災害に対応した規模において確保頂きたい。

※課題とその解決に必要な施策を「復興計画」として被災自治体では鋭意整理しているが、復興交付金は通常災害を前提とするに留まる。国が定める避難地域復興再生計画では既存予算で措置されたものに記載が限定される方針であり、前向きな取組みが被災者に示せない状況にある。

3. 事業継続・再開のための補助金や支援策の強化

時間要するふるさとの再生を待たずに多くの雇用を支えた事業所の破綻が懸念されている。被災事業所が避難先を含めて事業を継続、再開するための補助金、支援策を新たに実施頂きたい。

※浪江町でも商工会加盟の 600 事業所のうち再開は 25% に留まる（全事業所は 1000）。元の地域で再開するための補助金の継続しか明示されておらず、浪江町の事業所に対する強力な支援策が無い状況となっている。

III 総合的な放射能汚染対策の実施

元通りのふるさとを取り戻すには、原発事故によって放出された放射性物質の除去が必要不可欠である。政府は住宅周辺から除染を行う方針でいるが、その動きは鈍く一向に進む気配が見られない。

また、放射性物質は住宅周辺のみならず、山林・河川と広範囲に及んで散布されており、広域的かつ徹底的な対応が必要になる。

政府の掲げた「年間追加被ばく線量 1 mSv」の早期達成に向けて徹底的に除染を行うとともに、放射性物質は土壤のみならず、生活全般に問題は及んでいるため、復興庁の指揮のもと、包括的な放射性物質対策を講じて頂きたい。

1. 徹底的な除染の実施、山林や河川を含めた実施、継続実施

本格除染を早急に実施するとともに、農業用水や飲料水の水源となる山林や河川についても除染を実施すること。また、セシウムが残った場合、残留実態に即した除染を追加的に実施すること。

※来年度までの除染方針しか明確になっておらず、子どもが安心して暮らすことが出来る地域とするには、山林や河川（河畔、ダム、ため池）の除染は不可欠であり、初期除染で残留した物質がある場合は、適切な手法で取り除くことが必須となっているが、それらの方針が明示化されていない。

2. 放射性廃棄物・汚染土壤等（建設副産物含）の減容化の早期実施

土壤などの不燃物が膨大に発生するため、実効性が確立されているロータリーキルン炉など、不燃物に対するセシウム分離施設を早期に設置頂きたい。建設副産物も同様に処理願いたい。

※国はいづれは不燃物についても減容化を図る方針だが、中間貯蔵施設の設置に時間を要することから、計画を前倒しし、不燃物についても減容化することが必要。中間貯蔵施設が設置されないため進まない他地域の除染も、この方策により加速することが必至。

3. 飲料水の安全と安心の確保

高濃度汚染地域を水源としているため、安全と安心確保のための放射性物質除去設備を国の責任の下、整備願いたい。

※浪江町の主要水源は汚染度の高い地域に存在。現状は検出されていないことを理由に国は措置していないが、住民が戻る判断をするためには、安心して水が飲めることが大前提となるため、早期の克服を図りたい。

IV 住民の生活再建に向けた制度の構築

原発事故により被った損害については東京電力（株）により賠償されることになっているが、個人によって賠償が認められないケースがあるなど、対応に不平等さが生まれている。また、平成24年7月に示された財物に対する賠償は実施される目途がついていないく、住民にとっても生活再建に向けた資金の手当がついていない。

迅速かつ平等な賠償の実施に向けて東京電力（株）を指導いただくとともに、生活再建には損害賠償だけでは充足できないため、それを補う生活再建制度の構築をお願いしたい。

1. 賠償紛争審査会の議論を再開し、新たな基準を追加すること。

賠償に対する指針が途中で止まっており、東京電力の対応に依存する形となっている。十分な審議が尽くされていない精神的損害、さらにはADRや東京電力が対応した事例の指針化を図られたい。

※賠償が東京電力任せになっており、被災した国民は非常に苦慮している。東京電力に明確な拘束力を持たせる役割を持つ「指針」内容を強化し、ADRを一般住民が無理に活用することができるよう状況として頂きたい。

2. 精神的損害の項目追加

現在、「避難」部分しか精神的損害の対象とされていないが、原発事故に伴って生じたその他の精神的損害についても追加願いたい。指針の改定を図るとともに、東京電力に指導頂きたい。

※現在、強制避難に対する精神的損害しか加味されていないが、当町ではSPEEDI非公開や政府の避難支援の欠如により、無用な被ばくが生じたほか、津波被災者は遺体捜索も許されない状況におかれた。これら特殊性を有する精神的損害に対する検討がなされていない状況にある。

3. 生活再建支援策の実施（財物賠償の水準見直し、補償の実施）

生活再建ができる賠償水準の確保、賠償で不足する部分に対する政府による生活再建支援策の包括的な実施をお願いしたい。

※財物賠償に当たり、審査会では再取得水準を示したがそれに至っておらず、他地域での再建は果たせない。また財物価値が低かった方の生活再建策が示されておらず、賠償でカバーできない部分の施策実施が急務。

V 住民の長期的な健康管理に向けた取り組み

平成24年6月に原子力事故による子ども・被災者支援法が成立したところではあるが、適用範囲が限られているなどすべての被災者に寄り添った制度となっていない。

放射性物質による健康影響は一定期間後に発生することもあることから長期的な医療保障制度を構築していただくとともに、被災者は全国に避難していることから、全国の病院で被ばく検査を行える体制を構築してほしい。

1. 長期的な医療保障制度の構築

子どもや妊産婦のみならず、避難支援策の欠如により無用な被ばくが生じた多くの町民は相対的な被ばくリスクが高く、それらの方をカバーする医療保障制度を早急に構築頂きたい。

※現在、福島県に対する基金により妊婦や子どもに対する医療保障策を講じているが、恒久的でないほか、避難支援策の欠如により無用な被ばくが生じた町民をカバーするに至っていない。恒久化と被ばくリスクが高い方々への適用を求める。

2. 全国各地域における被ばく検査態勢の構築

県外においてはホールボディカウンターなど健康管理体制の構築が未だ不足する状況にあるため、国の主体性のもと、全国各地域での検査体制の確立を図って頂きたい。

※県外での健康管理についても福島県による実施に依存する状況にあるが、県外については、本来の責任主体である国が役割を果たすには最適。

VI 原発被災自治体の再構築に向けた制度確立

現在、当町では必死の思いで住民支援、ふるさとの再生に当たっているが、過去、いずれの原発災害についても、自治体の自主努力で解決するだけではなく、国家としての取組みとして対応されてきた。

被災住民の生活再建支援、途方もない課題が山積するふるさとの再生を果たしていくためには、莫大な財政需要が見込まれており、人口の急激な減少が見込まれる原発被災自治体の財政力では対応出来ないことはあきらかであり、住民にふるさと再生は困難と感じさせる要因にもなっている。

政府として、被災自治体の再生についても明確な方針を示して頂きたい。

1. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障

中長期的な財政運営を確実に図るため、一時的な交付金等の措置に留まらない、恒久的な財政保障制度を構築頂きたい。

※人口が回復するまでは、少ない人口で従来の固定経費を按分せざるをえない状況であり、過度な住民負担を多くの住民は懸念している（例：上下水道など）。

長期的な負の影響が続くため、早期における制度保証を打ち出すことで、住民不安の軽減を図って頂きたい。

2. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

財政補填に依存することなく自立した地域とするため、事業継続、産業立地策を重点的に実施願いたい。補助金、税制優遇、産業用地整備、企業誘致など総合的な施策を専門チームにより実施願いたい。

※「働く場がないこと」が帰ることが困難とする大きな理由となっている。当地域では雇用の場が壊滅したため、既存企業の継続、新たな企業の立地が、雇用の場を確保する上では必須となっている。工業団地整備についても現在は原子力災害対策としての制度がなく、一自治体として展開が出来ない状況。また、誘導のための補助金や優遇税制も大規模なものが必要。

VII 警戒区域及び計画的避難区域の見直しに伴う措置の実施

現在、当町では除染や復旧・復興のための立入り緩和を目的とした、警戒区域等の見直し作業を実施しているが、住民説明会等を実施する中、多くの懸念と不安の声が寄せられている。

一つの町内に高いエリアから低いエリアまで混在するとともに、双葉郡で最も人口集積が多い当町の実態を踏まえた、区域見直しを行って頂きたい。

復興庁におかれでは、区域見直しに深く関係する省庁であるため、その円滑な実現に向けた環境整備を積極的に図って頂きたい。

1. 避難指示解除見込み時期の町計画に基づく設定

今後の見通しを示すための「避難指示解除見込み時期」について、町が策定し、町議会の議決を受けた「浪江町復興計画」に掲げた平成29年3月とすること。

※当「見込み時期」については復興庁の判断を踏まえた上で、政府が決定することとなっている。インフラの甚大な損壊状況、暮らしの場、働く場の壊滅状況、災害査定さえ未実施の現状等を踏まえ、当町では早くとも今から4年（発災から6年）の間は困難としている。建設副産物の処理、除染の完了など目処が立ってもおらず、町の計画でも実現は非常に厳しい状況にある。

2. 区域内の防犯・防災の強化

住民不在地域への不審者立入防止のための法整備を図って頂きたい。

防犯・防災体制の強化を国としても図るとともに、具体的に予算措置が必要となる人員や設備配置に際して、至急予算措置を講じて頂きたい。

※住宅や商業集積地域であり、不審者侵入リスクが高い状況にある。警察による立入りを防止に法的根拠が無く、防犯を徹底することが非常に困難となっている。

※予算措置がほとんどなされておらず、町内（6号線の左右）に不要な立入りを防止するためのバリケードの設置・警備員配置経費、立入り者のためのトイレ等整備経費、防災無線整備経費等がない中、実施を迫られている。

3. 生活環境整備事業の制度見直しと拡充

現在、避難指示解除準備区域のみを対象としているが、復旧・復興を加速させるため、居住制限区域等にも拡大させるほか、対象範囲を現実的に必要とされる範囲に拡大させるとともに、避難指示解除までは継続させること。

※町の大部分が居住制限区域だが、それらの地域での整備が必要なものがある。

また、町内での立ち寄り施設や医療体制も早期に確保することが必要。

4. 区域見直しに伴う立入り町民へのガラスバッヂ配布

高い線量から低い線量が混在する地域における区域見直しであることから、行政として責任を持った線量管理を当面の間、講じることが必要。立入り者の年間累積線量を管理するためのガラスバッヂ配布経費の措置をお願いしたい。

※他地域と異なり、線量水準が高いエリアが存在。世帯に対しては携帯型線量計を配布しているが、個人の行動により線量は大きくなることも。区域区分に応じて一定期間はガラスバッヂを配布し、データに基づく立入り管理の実施が必要。

5. 主要道路の追加交通の確保・安全性の確保

国道114号、6号については、避難先と行き来をする主要道路であることから、浪江町民が通過できるよう措置を講じて頂きたい。

また、中長期的な安全確保を図るため、部分的に高い箇所は遮蔽措置も講じて頂きたい。中長期的

※南相馬市経由での立入りによって、町内への一時帰宅が阻害されるとともに、今後の復旧活動に町民がかかわることの障壁となっている。多くの町民からは一刻も早い通行の確保が求められている。